

令和3年度太陽光発電プラットフォーム事業 業務仕様書

1 目的

京都市では、2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、本市最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電の普及拡大を図っている。近年、太陽光発電設備のコスト低減を背景に、初期費用ゼロで同設備を導入する新たなビジネスモデルである「0円ソーラー」が生み出されており、初期費用を負担するハードルが下がることで、太陽光発電の更なる導入拡大が期待されるものの、現在、認知度が低いことが課題である。

本業務は、令和2年度に新設した「太陽光発電プラットフォーム※」において、市内事業者のみならず、市民の皆様安心して利用いただける「0円ソーラー」事業者とのマッチング機会を創出することを通じて、地域分散型エネルギーの導入を推進することを目的とする。

※ 「京都市「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に定める条件を満たす「0円ソーラー」プランを、太陽光発電設備の導入を検討する市内施設所有者へ紹介するオンラインポータルサイト

2 業務委託の内容

(1) 「太陽光発電プラットフォーム」の運営

「太陽光発電プラットフォーム」において、「0円ソーラー」事業プランの登録及び紹介を行うことで、「0円ソーラー」事業者による市内での事業実施を促す。令和3年度は、同プラットフォームに登録する「0円ソーラー」事業プランの対象を、事業者向けのみならず、家庭向けに拡大する。

同プラットフォームに登録された情報を基に、市内施設所有者に向けて分かりやすい情報発信を行うとともに、相談窓口を設置することで、市内施設所有者が安心して利用するための環境整備を行う。このことにより、「0円ソーラー」事業者及び市内施設所有者を積極的にマッチングするプラットフォームを運営する。

(2) 「0円ソーラー」利用促進策の検討及び実施

令和3年度に、「太陽光発電プラットフォーム」に家庭向け事業プランが追加されることで、新たに、住宅や自治会、町内会等、利用対象者が拡大する。この機会を捉え、京都市内で「0円ソーラー」の導入事例を生み出すことを目的に、利用対象者への積極的な働き掛けを通じた「0円ソーラー」事業プランの利用促進策を検討及び実施する。

3 業務委託期間

契約の日の翌日から令和4年3月31日までとする。

4 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データは Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPoint, Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

5 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。また、月1回程度、本市に作業の進捗状況等の報告を行うこととする。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。また、本市事業のみならず、他の自治体を実施する事業においても、本市における再エネ導入を促進するものについて、積極的に連携すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

6 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。